



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年9月20日金曜日 第2506号

## ◇ 目 次 ◇

指定居宅サービス事業者の指定.....	(長寿介護課) ...	709
指定介護予防サービス事業者の指定.....	( " ) ...	710
指定居宅サービス事業の廃止.....	( " ) ...	710
指定居宅介護支援事業の廃止.....	( " ) ...	710
指定介護予防サービス事業の廃止.....	( " ) ...	711
保安林の指定施業要件を変更する旨の掲示.....	(森林整備課) ...	711
保安林の指定施業要件の変更予定.....	( " ) ...	711
公共測量の実施の通知.....	(道路維持課) ...	711
公共測量の終了の通知.....	( " ) ...	711
建設業者の許可の取消し.....	(東予地方局管理課) ...	711
道路の区域変更(県道大三島環状線).....	(東予地方局今治土木事務所) ...	712
道路の区域変更(県道波方環状線).....	( " ) ...	712
道路の供用開始( " ).....	( " ) ...	712
道路の供用開始(県道伯方島環状線).....	( " ) ...	712
開発行為に関する工事の完了.....	(中予地方局建築指導課) ...	713
道路の区域変更(県道宇和島城辺線).....	(南予地方局愛南土木事務所) ...	713
道路の区域変更(一般国道197号).....	(南予地方局大洲土木事務所) ...	713
道路の供用開始( " ).....	( " ) ...	713

## 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告(2件).....	(男女参画・県民協働課) ...	714
-----------------------------------	------------------	-----

## 選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....	(選挙管理委員会) ...	714
政治団体の設立の届出.....	( " ) ...	715
政治団体の届出事項の異動の届出.....	( " ) ...	715
政治団体の解散の届出.....	( " ) ...	715
資金管理団体の届出.....	( " ) ...	716
資金管理団体の解散の届出.....	( " ) ...	716
資金管理団体の届出事項の異動の届出.....	( " ) ...	716

## 公営企業告示

落札者等の告示(2件).....	(公営企業管理局総務課) ...	716
------------------	------------------	-----

## 雑 報

公立大学法人愛媛県立医療技術大学の平成24年度に係る財務諸表の公告.....	(保健福祉課) ...	717
--	-------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第1041号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成25年9月20日

愛媛県知事 中村時広

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社コンフォルト	ヘルパーステーションコンフォール	愛媛県東温市志津川甲773番地	平成25年 8月 1日	訪問介護
株式会社コンフォルト	デイサービスコンフォール	愛媛県東温市志津川甲773番地	平成25年 8月 1日	通所介護
有限会社キャンパス	スポーツデイたんばら	愛媛県西条市丹原町願連寺196番地 6	平成25年 8月 6日	通所介護
株式会社香寿	デイサービス香寿	愛媛県大洲市常磐町字西側12番地 3	平成25年 8月21日	通所介護
一般社団法人在宅ケアサポートゆらり	訪問看護ステーションゆらり	愛媛県宇和島市保手五丁目 1 番16号	平成25年 8月23日	訪問看護

○愛媛県告示第1042号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成25年 9月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社コンフォルト	ヘルパーステーションコンフォール	愛媛県東温市志津川甲773番地	平成25年 8月 1日	介護予防訪問介護
株式会社コンフォルト	デイサービスコンフォール	愛媛県東温市志津川甲773番地	平成25年 8月 1日	介護予防通所介護
有限会社キャンパス	スポーツデイたんばら	愛媛県西条市丹原町願連寺196番地 6	平成25年 8月 6日	介護予防通所介護
株式会社香寿	デイサービス香寿	愛媛県大洲市常磐町字西側12番地 3	平成25年 8月21日	介護予防通所介護
一般社団法人在宅ケアサポートゆらり	訪問看護ステーションゆらり	愛媛県宇和島市保手五丁目 1 番16号	平成25年 8月23日	介護予防訪問看護

○愛媛県告示第1043号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービスを廃止する旨の届出があった。

平成25年 9月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
アースサポート株式会社	アースサポート今治	愛媛県今治市北日吉町一丁目17番 5号	平成25年 8月31日	訪問入浴介護

○愛媛県告示第1044号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があった。

平成25年 9月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定居宅介護支援事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人橘医院	居宅介護支援事業所橘	愛媛県伊予市灘町136番地の 3	平成25年 8月27日	居宅介護支援

○愛媛県告示第1045号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成25年9月20日

愛媛県知事 中村時広

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
アースサポート株式会社	アースサポート今治	愛媛県今治市北日吉町一丁目17番5号	平成25年8月31日	介護予防訪問入浴介護

○愛媛県告示第1046号

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知（平成25年8月2日愛媛県告示第900号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を鬼北町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成25年9月20日

愛媛県知事 中村時広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備考
北宇和郡鬼北町大字日向谷2055	高知県高岡郡梶原町梶原東1387番地 高橋 昭 介	森林所有者
北宇和郡鬼北町大字日向谷2061	北宇和郡日吉村大字父野川乙1720番地 山本 種 季	〃
北宇和郡鬼北町大字日向谷2074	北宇和郡日吉村大字日向谷甲835番地1 浜 名 一	〃
北宇和郡鬼北町大字日向谷2074	北宇和郡日吉村大字日向谷甲839番地 木 下 愛 明	〃
北宇和郡鬼北町大字日向谷2074	東宇和郡宇和町大字鬼窪1番耕地270番地 竹田 裕 輔	〃

2 保安林として指定された目的  
干害の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び鬼北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1047号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法

○愛媛県告示第1050号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成25年9月20日

愛媛県知事 中村時広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

昭和50年3月13日農林省告示第271号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び四国中央市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1048号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、大洲市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年9月20日

愛媛県知事 中村時広

1 作業種類 公共測量

2 作業期間 平成25年10月1日から

平成26年3月31日まで

3 作業地域 大洲市路線価区域

○愛媛県告示第1049号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、国土交通省四国地方整備局吉野川ダム統合管理事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成25年9月20日

愛媛県知事 中村時広

1 作業種類 公共測量（基準点測量）

2 作業期間 平成25年7月25日から

8月30日まで

3 作業地域 四国中央市金砂町

平成25年 9月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実
( 般 - 23 ) 第 10331 号	平 成 23 年 11 月 2 日	共 和 電 気 商 会	森 実 芳 郎	四 国 中 央 市 三 島 金 子 2 - 5 - 1	平 成 25 年 8 月 8 日	電 気 工 事 業 消 防 施 設 工 事 業	建 設 業 の 廃 止
( 般 - 24 ) 第 8186 号	平 成 24 年 4 月 8 日	( 有 ) 太 陽 建 設	山 内 智 代	新 居 浜 市 大 生 院 422	平 成 25 年 8 月 20 日	建 築 工 事 業	建 設 業 の 廃 止 ( 一 部 )
( 般 - 25 ) 第 15387 号	平 成 25 年 8 月 26 日	( 有 ) オ フ ィ ス 陽 勇	合 田 哲 夫	新 居 浜 市 磯 浦 町 18 - 73	平 成 25 年 8 月 23 日	防 水 工 事 業	建 設 業 の 廃 止 ( 一 部 )

○愛媛県告示第1051号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 9月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道 路 の 種 類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	大三島環状線	今治市大三島町宗方7079番3から 同町宗方6795番2まで	旧	メートル 63~28.2	キロメートル 0.189	
			新	12.0~77.1	0.189	

○愛媛県告示第1052号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 9月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道 路 の 種 類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	波方環状線	今治市波方町波方字石持甲1571番5から 同字甲1609番23まで	旧	メートル 5.0~11.0	キロメートル 0.163	
			新	10.0~16.1	0.163	

○愛媛県告示第1053号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 9月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道 路 の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 日
県 道	波方環状線	今治市波方町波方字石持甲1571番5から 同字甲1609番23まで	平成25年 9月20日

○愛媛県告示第1054号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 9月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	伯方島環状線	今治市伯方町木浦字池田甲1173番5から 同字甲1200番2まで	平成25年9月20日

○愛媛県告示第1055号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成25年9月20日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
25中局建（開）第25号 平成25年9月12日	伊予郡松前町大字筒井字江川下塩新畑1302番1、1303番1、1304番1、1313番1、1313番3	伊予郡松前町大字筒井631番地 松前町長 白石勝也

○愛媛県告示第1056号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年9月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宇和島城辺線	南宇和郡愛南町僧都900番2から 同町僧都936番2まで	旧	メートル 3.4～6.7	キロメートル 0.375	
			新	4.4～49.3	0.375	

○愛媛県告示第1057号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年9月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	197号	大洲市菅田町宇津字並柳甲269番8から 同字並柳甲280番4まで	旧	メートル 8.5～16.0	キロメートル 0.094	
			新	9.0～16.0	0.094	

○愛媛県告示第1058号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年9月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	197号	大洲市菅田町宇津字並柳甲269番8から 同字並柳甲280番4まで	平成25年9月20日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年 9月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

Table with 5 columns: 申請年月日, 特定非営利活動法人の名称, 代表者の氏名, 主たる事務所の所在地, 定款に記載された目的. Row 1: 平成25年9月3日, 特定非営利活動法人 Support Club マツヤマ, 宇都宮 克 仁, 松山市小栗3丁目5番35号, 此の法人は、広く一般市民に対し、安心して地域生活を送れるよう、更生保護事業、社会福祉事業等ハンディーキャップを持った方々に関する事業を行うとともに、啓発活動により社会的偏見の改善や子どもの健全な育成を図り、あわせてまちづくりの推進や公益的活動を行う団体との連携等による差別のない豊かで安全な社会を目指した活動を行い、もって、公益の増進に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年 9月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

Table with 5 columns: 申請年月日, 特定非営利活動法人の名称, 代表者の氏名, 主たる事務所の所在地, 定款に記載された目的. Row 1: 平成25年9月9日, 特定非営利活動法人 愛媛県子ども自立支援センター, 丹 下 晴 喜, 松山市本町6丁目6番7号ロータリー本町305号, 此の法人は、義務教育終了後、児童養護施設を退所した等、社会に出て自立しなければならない子どもや、さまざまな事情で家庭から離れて自立しなければならない子ども、施設で暮らせない子どもに対して、子どもの自立を支援する居場所作りを行い、もって子供の権利条約が保障する子どもの諸権利を実現するための社会基盤作りを寄与することを目的とする。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第73号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成25年 9月20日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,182,235
(2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,645
(3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 247,780

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

Table with 3 columns: 選挙区別, 選挙権を有する者の総数, 同左の3分の1の数（松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）。 Row 1: 伊予郡, 43,666, 14,556

Table with 3 columns: 選挙区, 選挙権を有する者の総数, 同左の3分の1の数。 Rows: 南宇和郡 (20,612 / 6,871), 松山市・上浮穴郡 (429,153 / 138,193), 今治市・越智郡 (145,121 / 48,374), 宇和島市・北宇和郡 (83,130 / 27,710), 八幡浜市・西宇和郡 (41,325 / 13,775), 新居浜市 (101,453 / 33,818), 西条市 (92,705 / 30,902), 大洲市・喜多郡 (54,078 / 18,026), 伊予市 (32,006 / 10,669), 四国中央市 (75,474 / 25,158), 西予市 (35,498 / 11,833), 東温市 (28,014 / 9,338)

○愛媛県選挙管理委員会告示第74号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成25年9月20日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
	代表者	会計責任者			
岡田教人後援会	木田啓一	片山雄紀	松山市道後緑台3-6	平成25年8月9日	
清水ひろし後援会	井関和彦	山下勝利	大洲市徳森248	平成25年8月14日	
土居通興後援会	土居通興	酒井 柁	宇和島市広小路2-10	平成25年8月19日	
うわじまいけんやないの会	赤松傳雄	宮本文晴	宇和島市祝森甲1687-23	平成25年8月26日	

○愛媛県選挙管理委員会告示第75号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

平成25年9月20日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
日本維新の会衆議院愛媛県第2選挙区支部	会計責任者	稲見義夫	板倉広透	平成25年8月1日	政党の支部
高橋行後援会	主たる事務所の所在地	八幡浜市1557-1	八幡浜市沖新田1526-26	平成25年8月6日	
自由民主党愛媛県ときわ会支部	代表者	上田廣章	田邊享二	平成25年8月8日	政党の支部
	会計責任者	竹原義隆	中村勝弘		
民主党愛媛県総支部連合会	代表者	都築 旦	永江孝子	平成25年8月26日	政党の支部
福島あきのり後援会	主たる事務所の所在地	宇和島市佐伯町二丁目2-40	宇和島市佐伯町二丁目2-42	平成25年8月27日	
	代表者	下田 哲	宮出宗一		
	会計責任者	太田政伸	浅野哲男		
脇田達矢後援会	代表者	松本明義	松本安司	平成25年8月29日	

○愛媛県選挙管理委員会告示第76号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成25年9月20日

愛媛県選挙管理委員会  
委員長 西 蔭 健

清水正治後援会	清水正治	平成25年8月28日
---------	------	------------

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
上沖教一後援会	丸山 淳	平成25年4月13日
稲田てるひろ後援会	稲田輝宏	平成25年8月1日

○愛媛県選挙管理委員会告示第77号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

平成25年 9月20日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
土居通興	宇和島市長	土居通興後援会	宇和島市広小路2-10	土居通興	平成25年8月19日

○愛媛県選挙管理委員会告示第78号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の解散の届出があった。

平成25年 9月20日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日	備考
清水正治	八幡浜市議会議員	清水正治後援会	八幡浜市保内町川之石4-1-1	清水正治	平成25年8月28日	

○愛媛県選挙管理委員会告示第79号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体から届出事項の異動の届出があった。

平成25年 9月20日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
高橋英行後援会	主たる事務所の所在地	八幡浜市1557-1	八幡浜市沖新田1526-26	平成25年8月6日	
井原たくみ後援会	公職の種類	参議院議員	四国中央市長	平成25年8月23日	

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第9号

次のとおり落札者を決定した。

平成25年 9月20日

愛媛県公営企業管理者 三 好 大三郎

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
人工心肺装置の購入 1式 (愛媛県立新居浜病院)	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成25年9月9日	株式会社シーメック松山営業所 愛媛県松山市北井門2丁目12-7 エシエンジュール105	55,125,000円	一般競争入札	平成25年7月26日

○愛媛県公営企業告示第10号

次のとおり落札者を決定した。

平成25年 9月20日

愛媛県公営企業管理者 三 好 大三郎

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
血管連続撮影装置の借入れ 1式 (月額賃借料/愛媛県立新居浜病院)	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成25年9月9日	株式会社自治体病院共済会 東京都千代田区紀尾井町3番27号(剛堂会館内)	4,183,410円	一般競争入札	平成25年7月26日

---

雑 報

---

○公 告

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第34条第4項の規定に基づき、公立大学法人愛媛県立医療技術大学の平成24年度に係る財務諸表について、次のとおり公告する。

平成25年 9月20日

公立大学法人愛媛県立医療技術大学  
理事長 井 出 利 憲

## 貸 借 対 照 表

(平成25年3月31日)

【単位：円】

勘 定 科 目	金 額	
資産の部		
I 固定資産		
1 有形固定資産		
建物	1,288,265,000	
建物減価償却累計額	141,084,365	1,147,180,635
構築物	7,087,500	
構築物減価償却累計額	1,141,875	5,945,625
工具器具備品	97,298,227	
工具器具備品減価償却累計額	36,704,173	60,594,054
図書		283,270,499
有形固定資産合計		1,496,990,813
2 無形固定資産		
ソフトウェア		5,042,140
電話加入権		18,000
無形固定資産合計		5,060,140
固定資産合計		1,502,050,953
II 流動資産		
現金及び預金		275,113,817
未収入金		9,858,987
たな卸資産		774,856
前払費用		995,145
流動資産合計		286,742,805
資産合計		1,788,793,758
負債の部		
I 固定負債		
1 資産見返負債		
資産見返運営費交付金等	30,887,614	
資産見返補助金等	11,255,255	
資産見返寄附金	8,329,875	
資産見返物品受贈額	271,518,285	321,991,029
2 長期リース債務	23,216,265	23,216,265
固定負債合計		345,207,294
II 流動負債		
運営費交付金債務	19,328,731	
寄附金債務	4,543,340	
前受受託研究費等	1,928,240	
未払金	65,891,672	
リース債務	13,255,184	
未払費用	13,074,575	
預り科学研究費補助金	3,469,488	
預り金	3,373,243	
流動負債合計		124,864,473
負債合計		470,071,767
純資産の部		
I 資本金		
地方公共団体出資金	1,285,010,000	
資本金合計		1,285,010,000
II 資本剰余金		
資本剰余金	18,000	
損益外減価償却累計額( )	140,848,812	
資本剰余金合計		140,830,812
III 利益剰余金		
教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設整備の改善積立金	49,333,821	
積立金	80,186,091	
当期末処分利益	45,022,891	
(うち当期総利益 45,022,891)		
利益剰余金合計		174,542,803
純資産合計		1,318,721,991
負債純資産合計		1,788,793,758

## 損 益 計 算 書

(平成24年 4月 1日 - 平成25年 3月31日)

【単位：円】

勘 定 科 目	金 額	
経常費用		
業務費		
教育経費	59,549,289	
研究経費	30,423,139	
教育研究支援経費	26,277,300	
役員人件費	38,864,554	
教員人件費	536,933,404	
職員人件費	111,154,291	803,201,977
一般管理費		65,813,214
財務費用		
支払利息		
経常費用合計	<u>633,177</u>	<u>633,177</u>
		<u>869,648,368</u>
経常収益		
運営費交付金収益		644,622,903
授業料収益		183,511,500
入学金収益		35,729,400
検定料収益		6,749,000
寄附金収益		2,208,028
補助金等収益		1,649,088
資産見返負債戻入		
資産見返運営費交付金等戻入	2,397,693	
資産見返寄附金戻入	665,490	
資産見返補助金等戻入	1,336,058	
資産見返物品受贈額戻入	15,708,850	20,108,091
財務収益		
受取利息	77,570	77,570
雑益		
財産貸付料収益	209,640	
手数料収入	51,500	
物品等売却収入	644,622	
雑益	5,109,917	6,015,679
経常収益合計		<u>900,671,259</u>
経常利益		<u>31,022,891</u>
当期純利益		<u>31,022,891</u>
目的積立金取崩額		<u>14,000,000</u>
当期総利益		<u><u>45,022,891</u></u>

## キャッシュ・フロー計算書

(平成24年 4月 1日 - 平成25年 3月31日)

【単位：円】

区 分	金 額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
原材料、商品又はサービスの購入による支出	90,048,572
人件費支出	642,023,211
その他の業務支出	62,732,968
運営費交付金収入	665,206,612
授業料収入	182,172,000
入学金収入	35,729,400
検定料収入	6,749,000
受託事業等収入	2,239,743
寄附金収入	5,375,000
補助金収入	4,632,000
その他の収入	5,996,720
小計	113,295,724
業務活動によるキャッシュ・フロー	113,295,724
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	45,000,000
定期預金の払戻しによる収入	17,492,464
有形固定資産の取得による支出	25,075,372
小計	52,582,908
利息の受取額	77,570
投資活動によるキャッシュ・フロー	52,505,338
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	13,078,692
小計	13,078,692
利息の支払額	617,508
財務活動によるキャッシュ・フロー	13,696,200
IV 資金増加額	47,094,186
V 資金期首残高	183,019,631
VI 資金期末残高	230,113,817

## 利益の処分に関する書類

(平成24年 4月 1日 - 平成25年 3月31日)

【単位：円】

勘 定 科 目	金	額
I 当期末処分利益		45,022,891
当期総利益	45,022,891	
II 利益処分額		
積立金	14,225,724	
地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額 (教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設整備の改善積立金)	<u>30,797,167</u>	<u>45,022,891</u>

## 行政サービス実施コスト計算書

(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

【単位：円】

勘 定 科 目	金 額	
I 業務費用		
(1) 損益計算書上の費用		
業務費	803,201,977	
一般管理費	65,813,214	
財務費用	<u>633,177</u>	869,648,368
(2) (控除)自己収入等		
授業料収益	183,511,500	
入学金収益	35,729,400	
検定料収益	6,749,000	
寄附金収益	2,208,028	
資産見返寄附金戻入	665,490	
財務収益	77,570	
雑益	<u>1,575,679</u>	<u>230,516,667</u>
業務費用合計		639,131,701
II 損益外減価償却相当額		46,949,604
III 引当外賞与増加見積額		2,550,061
IV 引当外退職給付増加見積額		27,387,195
V 機会費用		
国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用		84,135,125
地方公共団体出資の機会費用		<u>9,043,480</u>
VI 行政サービス実施コスト		<u><u>809,197,166</u></u>

## 注 記

## I 重要な会計方針

## 1. 運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

期間進行基準を採用しています。

なお、退職一時金及び派遣職員人件費については費用進行基準を採用しています。

## 2. 減価償却の会計処理方法

## (1) 有形固定資産

定額法を採用しています。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準とし、県から承継した固定資産については承継時の残存耐用年数で減価償却しています。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 11年～27年

構築物 10年

工具器具備品 1年～5年

また、特定の償却資産（地方独立行政法人会計基準第85）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しています。

## (2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）に基づいています。

## 3. 引当金の計上基準

## (1) 賞与に係る引当金及び見積額の計上基準

賞与一時金については、運営費交付金により財源措置されているため、賞与に係る引当金は計上していません。

なお、職員に支給する賞与のうち、翌期の運営費交付金により財源措置されるものについては、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額として、当事業年度末の支給対象期間に応じた支給見込額から前年度末の同見込額を控除した額を計上しています。

## (2) 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置されているため、退職給付に係る引当金は計上していません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、地方独立行政法人会計基準第87に基づき計算された退職一時金に係る当事業年度末の引当外退職給付見積額から前事業年度末における同見積額を控除した額を計上しています。

## 4. たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品について、最終仕入原価法を採用しています。

## 5. 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

## (1) 国等の財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法

愛媛県から無償貸付されている土地、建物については、愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則等に基づき使用料を算定しています。

## (2) 地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成24年3月30日の利回り（0.985%）および10年利付国債の平成25年3月29日の利回り（0.564%）を参考に期中平均利回りを0.775%とし計算しております。

## 6. リース取引の会計処理

ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

## 7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっています。

## II 貸借対照表注記

1. 翌期の運営費交付金から充当されるべき賞与の見積額 39,161,563円

2. 翌期以降の運営費交付金から充当されるべき退職給付の見積額 532,318,865円

（愛媛県からの派遣職員に対する退職給付見積額は上記金額から除いております。）

## Ⅲ キャッシュ・フロー計算書注記

## 1. 資金の期末残高の貸借対照表表示科目の内訳

現金及び預金	275,113,817円
うち定期預金(控除)	45,000,000円
資金期末残高	230,113,817円

## 2. 重要な非資金取引

- (1) 現物出資の受入による固定資産の取得  
なし
- (2) 無償譲与等による固定資産の受入  
なし
- (3) ファイナンス・リースによる資産の取得  
なし

## Ⅳ 行政サービス実施コスト計算書注記

1. 引当外賞与増加見積額の中には、愛媛県からの派遣職員に係る 223,609円が含まれています。
2. 引当外退職給付増加見積額の中には、愛媛県からの派遣職員に係る46,391,272円が含まれています。
3. 機会費用の内訳  
機会費用はすべて設立団体(愛媛県)に係るものです。

## Ⅴ 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項  
当法人の資金運用は、預金、国債、地方債、政府保証債等に限定しております。なお、現在は預金だけの運用となっており、運用先の経営状況等の監視等を行っています。
- (2) 金融商品の時価等に関する事項  
期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。  
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しています。

【単位：円】

	貸借対照表計上額 ( )	時 価 ( )	差 額
現金及び預金	275,113,817	275,113,817	0
未払金	(65,891,672)	(65,891,672)	(0)
リース債務	(36,471,449)	(36,574,373)	102,924

負債に計上されているものは、( )で示しています。

## (注)金融商品の時価の算定方法

## 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっています。

## 未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっています。

## リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法により算定しています。

## Ⅵ 賃貸等不動産の時価等の開示に関する事項

該当事項はありません。

## Ⅶ 重要な債務負担行為

該当事項はありません。

## 重要な後発事項

該当事項はありません。

附属明細書

(1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費（第85「特定の償却資産の減価に係る会計処理」及び「第88資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。）並びに減損損失の明細

【単位：円】

資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額		差引 当期末残高	摘要	
						当期償却額			
有形固定資産 (特定償却資産)	建物	1,285,010,000	0	0	1,285,010,000	140,848,812	46,949,604	1,144,161,188	
	計	1,285,010,000	0	0	1,285,010,000	140,848,812	46,949,604	1,144,161,188	
有形固定資産	建物	808,500	2,446,500	0	3,255,000	235,553	149,786	3,019,447	
	構築物	5,197,500	1,890,000	0	7,087,500	1,141,875	535,500	5,945,625	
	工具器具備品	88,049,120	15,273,300	6,024,193	97,298,227	36,704,173	16,793,402	60,594,054	注
	図書	290,901,278	5,761,783	13,392,562	283,270,499			283,270,499	
	計	384,956,398	25,371,583	19,416,755	390,911,226	38,081,601	17,478,688	352,829,625	
有形固定資産 の合計	建物	1,285,818,500	2,446,500	0	1,288,265,000	141,084,365	47,099,390	1,147,180,635	
	構築物	5,197,500	1,890,000	0	7,087,500	1,141,875	535,500	5,945,625	
	工具器具備品	88,049,120	15,273,300	6,024,193	97,298,227	36,704,173	16,793,402	60,594,054	
	図書	290,901,278	5,761,783	13,392,562	283,270,499			283,270,499	
	計	1,669,966,398	25,371,583	19,416,755	1,675,921,226	178,930,413	64,428,292	1,496,990,813	
無形固定資産	ソフトウェア	11,957,551	-	-	11,957,551	6,915,411	2,427,882	5,042,140	
	電話加入権	18,000	-	-	18,000			18,000	
	計	11,975,551	-	-	11,975,551	6,915,411	2,427,882	5,060,140	

注) 当期工具器具備品増加高の内訳

コニカミノルタ黄痘計	577,500円
CO2インキュベータ(教育用)	926,100円
CO2インキュベータ(研究用)	926,100円
赤外線サーモグラフィ	4,714,500円
無散光眼底カメラ	3,055,500円
視聴覚システム	3,517,500円
フットルック	598,500円
超音波骨密度測定装置	957,600円
計	15,273,300円

(2) たな卸資産の明細

【単位：円】

種類	期首残高	当期増加額		当期減少額		期末残高	摘要
		当期購入	その他	払出	その他		
貯蔵品(灯油等)	376,897	8,064,882	-	7,864,523	-	577,256	
貯蔵品(郵券類等)	158,370	1,042,630	-	1,003,400	-	197,600	
計	535,267	9,107,512	-	8,867,923	-	774,856	

注) たな卸資産は費用計上方式により会計処理しております。

(3) 有価証券の明細

該当事項はありません。

(4) 長期貸付金の明細

該当事項はありません。

- (5) 長期借入金の明細  
該当事項はありません。
- (6) 引当金の明細  
該当事項はありません。
- (7) 資産除去債務の明細  
該当事項はありません。
- (8) 保証債務の明細  
該当事項はありません。
- (9) 資本金および資本剰余金の明細

【単位：円】

区 分		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
資 本 金	地方公共団体出資金	1 285 010 000	-	-	1 285 010 000	
	計	1 285 010 000	-	-	1 285 010 000	
資本剰余金	無償譲与	18 000	-	-	18 000	
	計	18 000	-	-	18 000	
	損益外減価償却累計額	93 899 208	46 949 604	-	140 848 812	
	差引計	93 881 208	46 949 604	-	140 830 812	注

注) 特定償却資産の減価償却による増加

- (10) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細

(10) - 1 積立金等の明細

【単位：円】

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設整備の改善積立金	17 492 464	45 841 357	14 000 000	49 333 821	注 1
法第40条第 1 項に基づく積立金	0	80 186 091	0	80 186 091	注 2
合計	17 492 464	126 027 448	14 000 000	129 519 912	

(注 1) 当期増加額は、平成23年度の利益処分によるものです。また、当期減少額は、当該積立金の用途に沿った資産の取得及び費用の発生によるものです。

(注 2) 当期増加額は、平成23年度の利益処分によるものです。

(10) - 2 目的積立金取崩しの明細

【単位：円】

区 分		金 額	摘 要
目的積立金取崩額	教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設整備の改善積立金取崩額	14 000 000	教員研究費への充当
	合計	14 000 000	

- (11) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細

(11) - 1 運営費交付金債務

【単位：円】

交付年度	期首残高	交 付 金 当期交付額	当期振替額					小 計	期末残高
			運営費交付金 収 益	資 産 見 返 運営費交付金	建 設 仮 勘 定 見 返 運 営 費 交 付 金	資 本 剰 余 金			
平成23年度	15 075 678	-	4 984 031	-	-	-	4 984 031	10 091 647	
平成24年度	-	665 206 612	639 638 872	16 330 656	-	-	655 969 528	9 237 084	
計	15 075 678	665 206 612	644 622 903	16 330 656	-	-	660 953 559	19 328 731	

## (11) - 2 運営費交付金収益

【単位：円】

区 分	平成23年度交付分	平成24年度交付分	合 計
期間進行基準	-	507,975,344	507,975,344
費用進行基準	4,984,031	131,663,528	136,647,559
計	4,984,031	639,638,872	644,622,903

## (12) 地方公共団体等からの財源措置の明細

## (12) - 1 施設費の明細

該当事項はありません。

## (12) - 2 補助金等の明細

【単位：円】

区 分	当期交付額	当期振替額			摘 要
		資産見返補助金等	補助金収益	その他	
平成24年度公立大学法人愛媛県立医療技術大学機能強化事業費補助金	6,568,000	6,568,000	0	0	
地域支え合い体制づくり事業補助金	3,240,000	1,590,912	1,649,088	0	
計	9,808,000	8,158,912	1,649,088	0	

## (13) 役員及び教職員の給与の明細

【単位：円、人】

区 分		報酬又は給与		退職給付	
		支給額	支給人数	支給額	支給人数
役 員	常勤	32,127,033	3.0	-	-
	非常勤	420,000	1.0	-	-
	計	32,547,033	4.0	-	-
教職員	常勤	490,554,298	71.8	41,046,612	2
	非常勤	11,869,055	22.7	-	-
	計	502,423,353	94.5	41,046,612	2
合 計	常勤	522,681,331	74.8	41,046,612	2
	非常勤	12,289,055	23.7	-	-
	計	534,970,386	98.5	41,046,612	2

## 注1) 役員に対する報酬等の支給基準について

公立大学法人愛媛県立医療技術大学役員報酬規程、公立大学法人愛媛県立医療技術大学役員退職手当規程に基づき支給しています。

## 注2) 教職員に対する報酬等の支給基準について

公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員給与規程、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員の初任給、昇格、昇給等に関する細則、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員の給与の支給等に関する細則、職員の住居手当に関する細則、職員の通勤手当の支給等に関する細則、職員の単身赴任手当に関する細則、職員の期末手当及び勤勉手当の支給等に関する細則、職員の特殊勤務手当の支給等に関する細則、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員退職手当規程、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員の退職手当に関する細則、公立大学法人愛媛県立医療技術大学有期雇用職員給与規程、非常勤講師の報酬額について（理事長決定）、日々雇用職員の賃金日額について（事務局長決定）に基づき支給しております。

注3) 役員および教職員の報酬または給与の支給人員数は、年間平均支給人員数を記載しています。

注4) 支給額には法定福利費は含んでいません。

## (14) 開示すべきセグメント情報

当法人は単一セグメントにより事業を行っているため、記載を省略しています。

## (15) 業務費及び一般管理費の明細

【単位：円】

教育経費			
消耗品費		9,564,975	
備品費		4,266,990	
印刷製本費		1,534,260	
水道光熱費		11,194,158	
旅費交通費		4,069,940	
通信運搬費		1,467,056	
賃借料		816,444	
保守費		7,121,522	
修繕費		1,114,890	
報酬・委託・手数料		7,117,544	
奨学費		1,339,500	
減価償却費		9,690,198	
雑費		251,812	59,549,289
研究経費			
消耗品費		9,956,445	
備品費		3,269,675	
印刷製本費		322,350	
水道光熱費		2,184,438	
旅費交通費		7,816,422	
通信運搬費		504,200	
保守費		1,389,700	
修繕費		65,550	
諸会費		635,150	
報酬・委託・手数料		1,760,327	
減価償却費		2,333,924	
雑費		184,958	30,423,139
教育研究支援経費			
消耗品費		2,459,246	
備品費		678,320	
印刷製本費		120,750	
水道光熱費		1,264,102	
旅費交通費		240,468	
通信運搬費		4,100,654	
賃借料		118,440	
保守費		804,199	
諸会費		71,300	
報酬・委託・手数料		158,495	
減価償却費		2,868,764	
図書費		13,392,562	26,277,300
役員人件費			
報酬			
報酬	23,640,804		
通勤手当	117,600	23,758,404	
賞与		8,788,629	
法定福利費		6,317,521	38,864,554
教員人件費			
常勤教員給与			
本俸	272,842,165		
超過勤務手当	936,785		
通勤手当	4,377,696		
その他の手当	23,811,636		
賞与	94,851,289		
退職給付費用	41,046,612		
法定福利費	91,963,221	529,829,404	
非常勤教員給与			
本俸	7,104,000	7,104,000	536,933,404
職員人件費			

常勤職員給与			
本俸	60,891,999		
超過勤務手当	7,074,432		
通勤手当	1,158,420		
その他の手当	4,048,256		
賞与	20,561,620		
法定福利費	12,615,042	106,349,769	
非常勤職員給与			
本俸	4,669,833		
超過勤務手当	95,222		
法定福利費	39,467	4,804,522	111,154,291
一般管理費			
消耗品費		5,746,617	
印刷製本費		2,217,075	
水道光熱費		7,970,897	
旅費交通費		2,784,863	
通信運搬費		988,209	
賃借料		1,370,544	
福利厚生費		822,116	
保守費		8,274,715	
修繕費		7,813,962	
損害保険料		2,028,740	
広告宣伝費		647,850	
諸会費		1,002,400	
報酬・委託・手数料		18,795,812	
減価償却費		5,013,684	
雑費		335,730	65,813,214

## (16) 寄附金の明細

【単位：円、件】

区 分	当期受入額	件 数	摘 要
奨学寄附金	5,375,000	4	
現物寄附（図書）	849,256	20	
合 計	6,224,256	24	

## (17) 受託研究の明細

該当事項はありません。

## (18) 共同研究の明細

【単位：円】

区 分	期首残高	当期受入額	受託研究等収益	その他	期末残高
共同研究	1,928,240	0	0	0	1,928,240
合 計	1,928,240	0	0	0	1,928,240

## (19) 受託事業等の明細

該当事項はありません。

## (20) 科学研究費補助金の明細

【単位：円、件】

種 目	当期受入	件 数	摘 要
日本学術振興会 基盤研究（B）	(1,800,000) 540,000	1	
日本学術振興会 基盤研究（C）	(4,800,000) 1,440,000	5	
日本学術振興会 挑戦的萌芽研究	(2,600,000) 780,000	2	
日本学術振興会 若手研究（B）	(3,300,000) 990,000	3	

日本学術振興会 研究活動スタート支援	( 1,800,000 ) 540,000	2	
日本学術振興会 基盤研究B (分担)	( 250,000 ) 75,000	2	
日本学術振興会 基盤研究C (分担)	( 250,000 ) 75,000	3	
合 計	( 14,800,000 ) 4,440,000	18	

(注) 上段 ( ) 内に直接経費相当額を、下段に間接経費相当額を記載しています。

(2) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細

現金及び預金の明細

【単位：円】

区 分	期末残高	備 考
現金	150,645	
普通預金	229,963,172	
定期預金	45,000,000	
計	275,113,817	

資産見返物品受贈額の明細

【単位：円】

区 分	期末残高	備 考
工具器具備品	390,593	
図書	266,944,767	
ソフトウェア	4,182,925	
計	271,518,285	

未払金の明細

【単位：円】

区 分	期末残高	備 考
固定資産未払金	5,462,926	
その他未払金 (人件費)	48,242,553	
その他未払金 (物件費)	12,186,193	
計	65,891,672	